

平成24年（行ウ）第347号 給与等請求事件  
原告 国公労連 外  
被告 国

## 意見陳述

2013年1月21日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告（個人原告番号21） こはら あきひろ  
小原 晟弘

原告番号21のこはら あきひろ小原晟弘と申します。

本日は、自分自身、そして職場の仲間の怒りを陳述させていただきたいと思  
います。

私は2010年4月に厚生労働省神奈川労働局の平塚公共職業安定所に採用  
されて3年目、今年で21歳になります。

初任給は額面で148,000円、手取りで124,000円でしたが、憲  
法違反の賃金引き下げが行われるまで、若干ではありますが給与が上がり、昨  
年3月には地域手当や超過勤務手当も含めた額面で、169,000円、手取  
りで141,000円となりました。しかし、賃下げ特例法により、昨年4  
月から給与が約7,500円も下がってしまいました。これは手当も含めた金  
額ですが、俸給だけでみると、採用時の金額とほぼ同額になっています。3年、  
まじめに働いてきて、基本給が上がらないということに怒りを覚えます。

私が下げられた給与額は、金額としては小さいですが、私の生活費に占める  
割合は大きいです。賃下げがあってから買い物に行く回数が減り、食費などを  
切り詰めるようになりました。職場や同期からは「生活面で厳しい」との声が  
出ています。

そのような中、国公労連から賃下げ違憲訴訟が提起されたとき、真っ先に原  
告団になることを決意しました。

その理由としては、いくつかあります。

まずは、私たちに何も非がないにもかかわらず、一方的に賃金を下げられた  
ことです。私たち国家公務員は労働基本権が制限されていますが、その代償措  
置として人事院勧告があるのではないのでしょうか。それを無視するようなやり  
方で賃金を引き下げることが、とても納得できるものではありません。

2011年の人事院勧告では平均0.23%の賃金引き下げ勧告が行われま

した。

引き下げ勧告そのものについても納得はできませんが、代償措置である人事院勧告を上回る賃下げをしたということがさらに許せません。民間労働者の立場に置き換えれば、労使交渉で一旦マイナス0.23%で妥結したにもかかわらず、それを無視して平均7.8%の賃金引き下げをするということは、全く労使の話し合いというものが意味を持たなくなる。つまり労働者を「物」としか見ていないということにも繋がります。

このようなことがまかり通れば、財政事情を理由にいくらでも賃金を下げているということに繋がり、民間で国と同じように労使交渉を無視して賃金をさげることによって免罪符を与えてしまうのではないのでしょうか。

現に地方公務員や独立行政法人などでは、国に準じて賃金を引き下げるという動きも出ています。このままいけば、それが民間にも影響するのは目に見えており、賃下げの悪循環に陥る可能性もあります。

先程述べたように私たちには労働基本権が制限されているため、争議権を行使することもできません。しかし大変な怒りを持っています。だからこそ、この裁判に打って出たということを強調したいと思います。

次に東日本大震災に係わって述べさせていただきたいと思います。賃下げ特例法では、自衛官等とそれ以外の国家公務員では差がつけられています。

政府はその理由について、「震災の支援、復興活動に尽力したから」としています。これは、自衛官以外の国家公務員が全く支援や復興活動をしていないような言いぐさではないのでしょうか。

私は震災当時、平塚公共職業安定所に勤務していました。2011年3月11日、窓口で求職者の対応をしているときに、突然大きな揺れがあったことを昨日のように覚えています。皆さんも記憶に新しいことと思いますので、これ以上当日の模様については触れませんが、ここで強調したいのは、震災後に労働行政がどのような役割を果たしてきたのかです。被災地では例年の20倍になる業務量、4倍にふくれあがった求職者などへの対応など、これまでの行政では考えられないような業務量になりました。

それに対応していたのは一人ひとりの国家公務員です。自らも被災しながら懸命に業務に従事する被災地の職員。そして国が行っている事務だからこそ、迅速に行われた全国からの応援。3月は安定所では繁忙期にあたりますが、その中でも被災地応援に行く職員と、応援に行った職員の分まで職場で支えた職員。すべての部署でそれぞれの役割以上の力を発揮して被災者支援を行ってきたのです。

先程述べたように自衛官などには一定の配慮がされていますが、なぜ被災し

た国家公務員、そして全国で一丸となって支援した公務員には何も配慮がないのでしょうか。一番つらく、苦しいのは被災された人たちです。そして自らも被災をされ、家や家族を亡くされたにもかかわらず、他の被災者のために業務に精励されている方はどんな思いだったのでしょうか。

そのような懸命な努力は無視をし、私たちと同じように職務として被災者支援を行った自衛官だけが配慮されるということはどう考えてもおかしいと言わざるを得ません。

私は給与というものはモチベーションをあげるための一つの手法と考えています。しっかりと働いて、しっかりとした給与をもらいたいという気持ちは、多かれ少なかれ全ての労働者に共通するものではないでしょうか。

私たちは民間の平均を全く無視して、飛び抜けて高い賃金を寄せせといっているわけではありません。

私たちは、これまでの賃金決定のルールを無視し、さらに本当に苦しんでいる仲間には手をさしのべないことに怒りを持ちこの裁判をたたかっているのです。

裁判所におかれましては、私だけではなく全国の仲間のこのような思いを受け止めていただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

以 上